

## 関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1．経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「インドネシア協定」という。）及び経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（以下「ブルネイ協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第61条関係）
- 2．インドネシア協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度並びにブルネイ協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束にこれらの協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
- 3．特惠関税制度について、インドネシアを原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
- 4．インドネシア協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該制度の対象品目を別表に追加することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第1及び別表第3関係）
- 5．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6．この政令は、インドネシア協定の効力発生の日から施行することとする。ただし、1．及び2．のうちブルネイ協定に係る部分については、ブルネイ協定の効力発生の日から施行することとする。